



熊本県公報

第 1 2 0 0 3 号

平成 23 年 4 月 22 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 道路の区域変更..... (道路保全課) 1
- 道路の供用開始..... (") 2
- 指定居宅サービス事業者の指定..... (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(松島加入区)..... (団体支援課) 2
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更..... (障がい者支援課) 3
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定..... (") 3
- 土壌汚染対策法第6条の規定に基づく要措置区域の指定の解除及び同法第11条の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定..... (環境保全課) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定..... (社会福祉課) 4
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止..... (") 5
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更..... (") 6
- 熊本港コンテナターミナルの指定管理者への港湾使用料収納事務の委託..... (港湾課) 6
- 八代港コンテナターミナルの指定管理者への港湾使用料収納事務の委託..... (") 6
- 道路の区域変更..... (道路保全課) 7
- 道路の供用開始..... (") 7
- 道路の供用開始..... (") 7
- 平成23年度熊本県調理師試験の実施..... (健康づくり推進課) 8
- 都市計画法による開発行為工事完了公告..... (建築課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出..... (商工振興金融課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出..... (") 9
- 土地改良区役員の退任及び就任の公告..... (農村計画課) 10
- 肥料登録..... (農業技術課) 11
- 基本測量の終了..... (監理課) 11
- 文化財の指定..... (文化課) 11
- 第45回熊本県環境審議会の開催..... (熊本県環境審議会) 12

告 示

熊本県告示第454号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年4月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	菊池鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字宮迫 761番地先から 同所 757番1地先まで	前	14.0 ～ 51.0	30.0	活力基盤交安 (歩道整備)
			後	14.0 ～ 60.0		

2 区域を変更する期日 平成23年4月22日

熊本県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	熊本市植木町鑑田字野入 996番地先から 同市植木町投刀塚字迫谷 317番1地先まで	334.8	活力基盤改築 (新設)

2 供用を開始する期日 平成23年4月22日

熊本県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスわだち製作所 荒尾市川登1953-16	特定非営利活動法人たまな散歩道	平成23年4月15日

熊本県告示第457号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスわだち製作所 荒尾市川登1953-16	特定非営利活動法人たまな散歩道	平成23年4月15日

熊本県告示第458号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定による事前の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 加入区の名称
松島加入区
- 2 発起人の住所及び氏名

- 上天草市松島町合津6959の5番地 中崎 勝男
- 上天草市松島町合津7360番地 杉田 和春
- 上天草市松島町合津6716の4番地 浜崎 繁秋
- 3 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
- 天草漁業協同組合
- 4 縦覧期間
- 平成23年4月22日から平成23年5月6日まで
- 5 縦覧場所
- 天草漁業協同組合

熊本県告示第459号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により次の保険医療機関等開設者から変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。
平成23年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

保険医療機関等開設者の名称	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
有限会社県庁通薬局	医療機関の所在地	熊本市水前寺六丁目3番6号	熊本市水前寺公園28番38号	平成23年2月1日

熊本県告示第460号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成23年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
夢のかげら舎 菊池市泗水町吉富300番地37	NPO法人 夢のかげら舎 菊池市西寺1654番地3 五島 てるみ	平成23年4月15日	4311200168	就労継続支援A型

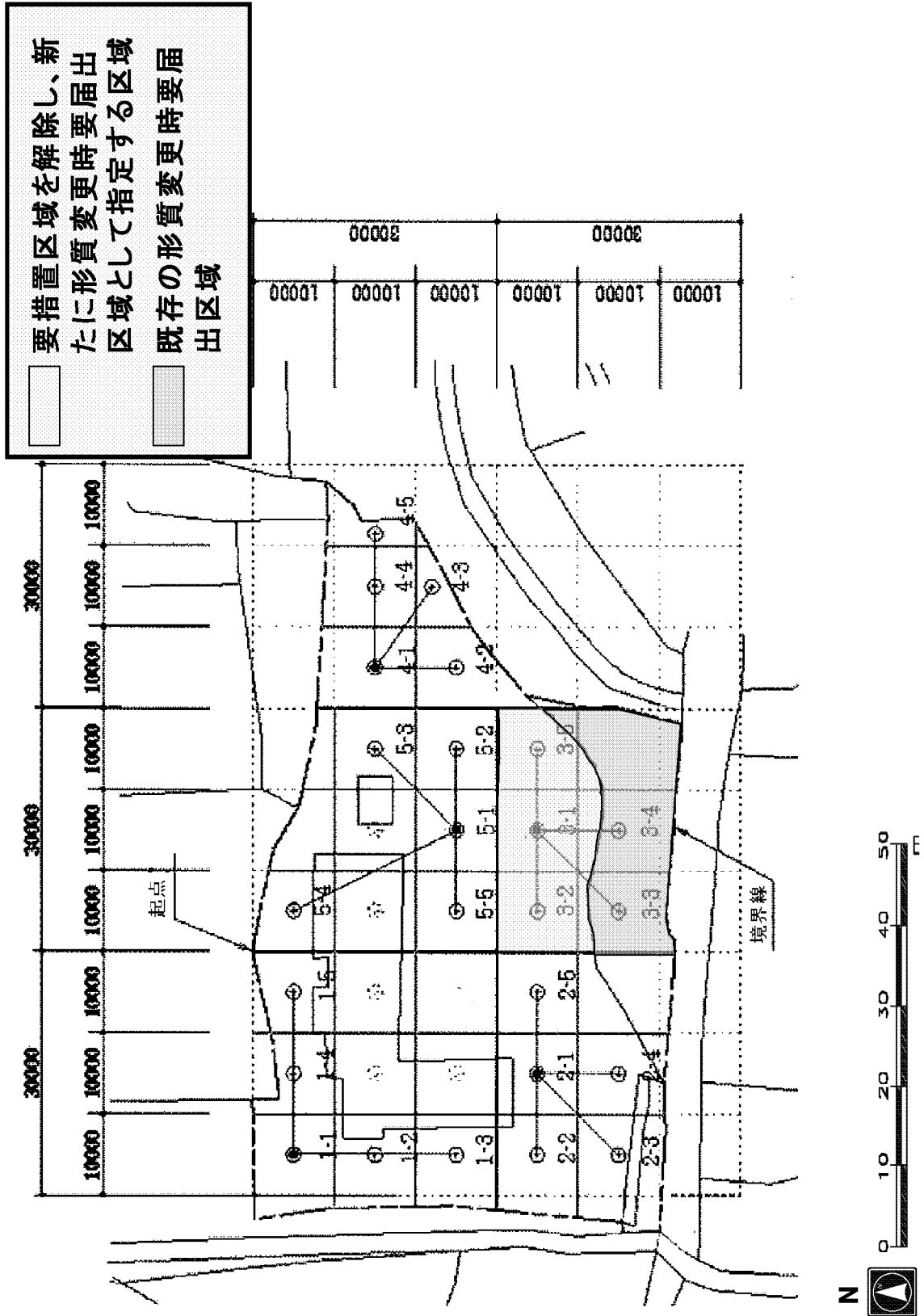
熊本県告示第461号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項及び同法第11条第1項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定の解除及び当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり行う。
平成23年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 要措置区域の指定を解除する区域
熊本県山鹿市方保田534-1の一部（別図のとおり）
- 2 形質変更時要届出区域に指定する区域
熊本県山鹿市方保田534-1の一部（別図のとおり）
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

(別図)



熊本県告示第 4 6 2 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
吉田整形外科クリニック	荒尾市牛水670番地6	平成23年1月1日
栗林内科医院	阿蘇市一の宮町宮地3088番地1	平成23年3月1日
西医院	八代市郡築四番町46番地	平成22年12月25日
いまおかクリニック	玉名郡長洲町宮野1468番地1	平成22年12月1日

(訪問看護)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
熊本セントラル病院訪問看護ステーション	菊池郡大津町大字室955番地	平成23年1月31日

熊本県告示第463号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
野川整形外科医院	荒尾市野原126番地	平成23年1月17日
吉田整形外科クリニック	荒尾市牛水670番地6	平成23年1月1日
西医院	八代市郡築四番町46番地	平成22年12月25日
工藤内科	玉名市岩崎531番地2	平成22年12月29日
合志中央クリニック	合志市栄2325番地1	平成23年2月28日
黄医院	玉名市天水町小天3871番地	平成22年3月5日
いまおかクリニック	玉名郡長洲町宮野1468番地1	平成22年11月30日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
武居歯科医院	球磨郡あさぎり町免田東1699番地1	平成22年11月15日

熊本県告示第464号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

(歯科)

医療機関名称	変更事項		変更年月日
	旧	新	
高田歯科クリニック	所在地		平成23年3月7日
	菊池郡菊陽町大字津久礼4223番地7 レンタルハウス金倉1階	菊池郡菊陽町向陽台2番17号	

熊本県告示第465号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第6条に規定する使用料の収納
- 委託の相手方
くまもとファーズ株式会社 代表取締役社長 牛島浩
熊本市新港二丁目2番
- 委託する期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

熊本県告示第466号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 委託の内容
熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第6条に規定する使用料の収納
- 委託の相手方
八代港運株式会社 代表取締役 松木直子
八代市新港町二丁目4番地3
- 委託する期間
平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

熊本県告示第467号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成23年4月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木山鹿線	熊本市植木町内字今宿 1427番地先から 同市植木町清水字烏帽子形 1607番地先まで	前	4.7 ～ 20.2	547.5	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	12.0 ～ 35.5		

2 区域を変更する期日 平成23年4月22日

熊本県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	一勝地神瀬線	葦北郡芦北町大字告字鎌瀬平 2695番地先から 同所 2710番2地先まで	60.0	球磨川 中流部 改修 (仮設 道路の 設置)

2 供用を開始する期日 平成23年4月22日

熊本県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年4月22日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市深海町字二反田 1685番1地先から 同所 1654番2地先まで	245.0	単道改 (バイ パス)

2 供用を開始する期日 平成23年4月22日

公 告

熊本県公告第209号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2の規定により平成23年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）第9条の規定により公告する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日
平成23年8月31日（水）
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験場所
公立大学法人熊本県立大学 熊本市月出三丁目1番100号
- 3 試験科目
食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
- 4 受験資格
 - (1) 学歴
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者）
 - (2) 調理実務経験
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
 - (1) 願書の配付
平成23年5月11日（水）から平成23年6月17日（金）まで、各保健所、熊本市の各保健福祉センター、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。ただし、土日祝祭日には配付しない。
なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、あて先を明記し、90円切手を貼った返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
 - (2) 願書受付期間
平成23年6月13日（月）から平成23年6月17日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成23年6月17日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。
 - (3) 願書提出先
願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送により願書を提出するとき（県外居住者の申込みに限る。）は、必ず書留郵便とし、「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号）に送付すること。
ア 熊本市居住者にあつては、熊本市保健所食品保健課
イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
 - (4) 提出書類
ア 受験願書（調理業務従事証明書を含む。） 1部
イ 卒業証明書又は卒業証書の写し 1部
ウ 学校教育法第57条に該当することを証する書類
エ 卒業証書の写しの場合は、原本を提示して照合を受けること。
ウ 写真 1枚
提出前6か月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの本人であることが確認できるカラー写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を明記したもの
エ 戸籍抄本又は戸籍謄本（提出前6か月以内に交付されたもの） 1部
調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名と現在の氏名が異なる者に限る。
 - (5) 受験手数料
6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替）
受験願書受理後の受験手数料は返還しない。
※平成20年度から平成22年度までのいずれかの熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、(4)アの調理業務従事証明書及び(4)イについて省略できる。ただし、受験票と氏名が異なる場合は、(4)エを添付すること。

- 6 受験票の交付
受験票は、受験願書審査後受験者に郵送により交付する。
- 7 合格発表
合格者は、平成23年9月16日（金）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 8 その他
 - (1) 受験手続等に関する問い合わせは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（電話096-333-2252）に行うこと。
 - (2) 熊本県個人情報保護条例第22条に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合点及び科目別得点を、受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は、合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。

熊本県公告第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡御船町大字陣字平畑山2064番、同2065番、同2069番5、同2070番2、同2106番4の一部、同2107番2、同2107番3、同2108番、同2109番、同2110番、同2111番及び里道の一部
1, 522.86平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市良町四丁目13番66号
有限会社 ケービージャパン

熊本県公告第211号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。
平成23年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロックタウン西熊本【B区画】
熊本市島町三丁目7-2ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ロックタウン西熊本	ロックタウン西熊本【B区画】

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
ロック開発株式会社 代表取締役 羽間和彦	ロック開発株式会社 代表取締役 大門 淳

- 3 届出年月日
平成23年3月18日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所 熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
 - (2) 縦覧期間 平成23年4月22日から平成23年8月22日まで

熊本県公告第212号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成23年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロックタウン西熊本【B区画】
熊本市島町三丁目7-2ほか
- 2 変更しようとする事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
施設 No. 1	建物 A 棟北側 150 平方メートル	(変更なし)	
施設 No. 2	建物 A 棟北側 48 平方メートル	(変更なし)	
施設 No. 3	建物 A 棟北側 48 平方メートル	(変更なし)	
		施設 No. 4	建物 A 棟南側 50 平方メートル
合計面積	246 平方メートル	合計面積	296 平方メートル

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前		変 更 後	
施設 No. 1、2、3	午前 6 時～午後 10 時	(変更なし)	
		施設 No. 4	24 時間

(2) 変更の年月日
平成 23 年 3 月 19 日

3 届出年月日
平成 23 年 3 月 18 日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間
平成 23 年 4 月 22 日から平成 23 年 8 月 22 日まで

熊本県公告第 213 号

熊本市に事務所を置く梅洞土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 23 年 4 月 22 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	田中 博文	熊本市松尾町上松尾 3738 番地
理事	中川 良一	熊本市松尾町上松尾 4684 番地 1
理事	上野 哲朗	熊本市松尾町上松尾 4308 番地
理事	志垣 保	熊本市松尾町上松尾 5213 番地 7
理事	坂田 憲昭	熊本市松尾町上松尾 4780 番地
理事	小島 一善	熊本市松尾町上松尾 4044 番地
理事	上野 満義	熊本市松尾町上松尾 3845 番地
理事	辻野 米喜	熊本市松尾町上松尾 4448 番地
監事	上村 通	熊本市松尾町上松尾 4747 番地 2
監事	福島 弘行	熊本市松尾町上松尾 4244 番地
就任		
理事	田中 博文	熊本市松尾町上松尾 3738 番地
理事	中川 良一	熊本市松尾町上松尾 4684 番地 1
理事	上野 哲朗	熊本市松尾町上松尾 4308 番地
理事	志垣 保	熊本市松尾町上松尾 5213 番地 7
理事	坂田 憲昭	熊本市松尾町上松尾 4780 番地
理事	小島 一善	熊本市松尾町上松尾 4044 番地
理事	上野 満義	熊本市松尾町上松尾 3845 番地
理事	上野 満義	熊本市松尾町上松尾 4448 番地

理事	辻野 米喜	熊本市松尾町上松尾4747番地2
監事	上村 通	熊本市松尾町上松尾4244番地
監事	福島 弘行	

熊本県公告第214号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1444号	混合有機質肥料	混合有機質肥料7号	窒素全量：6.0 りん酸全量：6.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	大東肥料株式会社 熊本県八代市鏡町鏡1159番地3	平成23年4月14日

熊本県公告第215号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終った旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年4月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業地域	作業期間
基本測量 (地理識別子整備業務)	熊本市	平成22年10月15日から 平成23年3月26日まで

登載依頼

熊本県教育委員会告示第8号

熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第35条第1項の規定により、次の（1）及び（2）の文化財を熊本県指定名勝及び天然記念物に指定する。

平成23年4月22日

熊本県教育委員会委員長 古 荘 文 子

（1）

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	管理者
名勝及び天然記念物	五老ヶ滝	1件	熊本県上益城郡山都町長原・城原 備考 地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び山都町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	熊本県知事

（2）

種別	文化財の名称	員数	所在の場所	管理者
名勝及び天然記念物	聖滝	1件	熊本県上益城郡山都町野尻・城原 備考 地域に関する実測図を熊本県教育委員会及び山都町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。	熊本県知事

熊本県環境審議会公告第1号

第45回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成23年4月22日

熊本県環境審議会
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時
平成23年4月26日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 会議内容
(1) 審議事項
ア 「第20回くまもと環境賞」被表彰者の選考について
イ 熊本県地下水保全条例の改正について

(2) 報告事項
ア 平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
イ 緑川ダム貯水池における全窒素の環境基準に係る暫定目標について
ウ 平成22年度第3回温泉部会決議事項について
エ 水俣港港湾ダイオキシン類対策事業に係る費用負担計画の変更について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 その他
議題(1) 審議事項ア「第20回くまもと環境賞」被表彰者の選考については同賞被表彰者に関する経歴等個人情報に関する内容であり、熊本県情報公開条例第7条第2号に該当するため「審議会等の会議の公開に関する指針」第3アの規定により非公開にする。
- 7 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
（電話096-338-1111内線7321）